

見附市議会規程第1号

見附市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月14日

見附市議会議長 佐野 統康

見附市議会図書室規程の一部を改正する規程

見附市議会図書室規程（昭和36年見附市議会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（」の次に「昭和22年法律第67号。」を加え、「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第2号中「第100条第17項」を「第100条第18項」に、「、その他の」を「その他」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。